

りっぷる

R I P P L E

6
vol. 2007.2

「りっぷる」は英語で「さざなみ」という意味を持っています。この広報誌によって人を大切にする心や思いやりの輪が、さざなみのように広がってみんなの心に届くように願っています。

島根県知事賞

平成18年度人権啓発ポスター

中学校の部

《評》

「傍若無人な者」に対して「小さく弱い者」でも集まれば立ち向かうことができる。
絵柄とメッセージがマッチしています。



同和問題を越え

「故郷は遠くにありて思うもの…」たとえわずかな期間でも生まれた土地を離れ、他所で暮らした経験をお持ちの方ならば(各々解釈は違っても)ある種の感慨を持たれるのではないか?離れれば離れるほどに「故郷」は懐かしく、温かく、優しく人を癒してくれる存在ですよね。ところが、私はこれまでの人生のある時期…自分の故郷を恨み、拒み、隠したことあります。それは決して自分自身が望んでやったことではありません。

それではなぜ私は自分の故郷を嫌ったのでしょうか?それは、私の故郷が同和地区、いわゆる「部落」^(注)と呼ばれ差別をうけていたところだったからです。

昭和34年11月、私は隠岐の島(島後)の都万に生まれました。誤解のないように最初に断わっておきますが、都万は同和地区ではありません。私の父は松江、母は米子の出身なんですが、この両親が生まれた土地が同和地区なのです。両親は同和地区以外の出身者とは結婚ができませんでした。いわゆる「結婚差別」と呼ばれることがあるのですが、とにかく縁あって夫婦となり(それぞれの故郷を捨てて)隠岐で生活を始めたのでした。両親は私に自分たちの「故郷」のことを話そうとはしませんでした。小学校6年生の時の担任の先生にすすめられて私は中学から母の故郷である米子で暮らすことになりました。そこには私が見たことも聞いたこともない「差別と偏見」が残されていました。

同和地区の子供は教室でも部活でも触れ合うことを拒まれました。「部落」は伝染するから恐いぞ!」「身体に変なモノが出来るぞ!」「犬や猫を食べるらしいぞ!」「お前らに何かしたら何倍もの仕返しをされるんだってな!」「家には連れて来ることなんて言わてるんだ!」「もちろん一部の子供や大人たちによってですが、このよ

うなことは半ば平然と中学生になったばかりの私にふりかかった事実です。なぜ僕たちはこんなに嫌われるのか? 僕たちの何が嫌なのか? 僕たちのいつどこが恐いんだろう? 考えても考えても答えなど見つかりませんでした。

私の家の隣に住んでいた同級生の男の子は「僕たちはみんなから嫌われるんだよ。みんな僕たちが嫌いなんだ。ずっとそうなんだよ…」。わずか12年からこらの人生なのに、彼は悟ったように「ごめんね、ごめんね…」。ただそう繰り返しては泣いていました。

中学から高校の6年間で私が身につけたのは、この土地を出たい、自分がそこに住んでさえいなければ「差別」されないとということでした。高校を出てから私は京都で大学生活を送ります。

私が自分の「故郷」を恨み、拒み、隠したのがこの時期です。島根や鳥取の出身者に会うとピクピクしながら平気で嘘について素性を隠し、差別を免れるためなら弱い立場の人たちをいじめたり、傷つけることも出来るような最低の人間になっていました。

そんな時、私の前に、ある人物が現れます。その人は日本人ではありません。民族差別に苦しみながらも気高さと誇りを持って生きているその人は、コソコソと逃げ回って生きている私を心から叱り、そして人として歩むべき道を照らしてくれました。

理由あって彼はもうこの世にいません。たった1年半という短い付き合いの中で、彼が私に伝えようとしたことは「差別に負けるな。逃げて生きていては何も変えられない」。ということでした。

この出会いがなければ私は何も変えられない弱くる今までいたでしょう。少なくともその時から私は「故郷」を隠すことだけはしなくなりました。自分の

を越えて

さきむらなりと
向村なりと 47歳

原点に背を向けない生き方だけは出来るようになれたのです。

それから、大学を出て東京で就職をした私は結婚して2人の子の親になりました。この子ども2人と一緒に松江に戻り同和地区で暮らし始めたのが今から約20年前のことです。

自分の両親には伝えてもらえたかった「部落」のことを、2人の子どもには何とか私から話したいと思っていました。ある時、長女の読書感想文がきっかけで2人に話すことになるのですが、今にして思えばただ可哀想なだけの仕打ちだったのかも知れません。自分たちが差別をされる立場にあるということ、自分たちの回りに今いる人たちも差別をするのか？という不安と不信感、しかもその理由には何も触れられず一方的に伝えられた側からすれば辛く哀しいだけだったことでしょう。

どんどん不安定になっていく親子関係を繋ぎとめ支えてくれたものがあります。それは、2人が通う学校の友人と先生でした。大げさに聞こえるかも知れませんが、私たち親子にとって学校という存在がなかったならば、今こうして「部落」に向き合える生き方など到底できなかつたと思います。

私が現在住んでいる地区の女の子が小学校から中学校に上がる春休みに起こった出来事です。

これまで普通に付き合ってきた友人が突然こんなことを言いました。「あなたの住んでるところは恐いところらしいね？」女の子は不思議に思い帰宅して母親に尋ねました。しかし母親は娘に真実を正しく伝えてあげられませんでした。悩んだ母は私に「娘に話してやってほしい」と相談にきました。他人からではなく、実の親から伝えてやろう…という想いから7年

前に「蛍の会」をつくり、地区内の母親主体で勉強会が始まりました。ただ「部落」を学ぶことに終わらず、いかに差別に負けない子どもたちを育てていくかがこの会の大きな目標です。同和地区の中でこそ「部落」を伝えていくことが大切だということを地区の人々に伝えていければと思っています。

「部落」と呼ばれる土地に生まれたことは自分の意志ではないという考え方を持っていた頃、私は周囲に責任を転嫁するだけの弱虫で卑怯者でした。しかし、さまざまな出会いが私に「部落」に向き合わせる勇気を与えてくれました。いじめや差別はその人の人生を否定してしまうことです。もし自分が否定されたらどうでしょう？ 逆らわずにじっと耐えるだけの人生を人生と言えるでしょうか？ 人権というのは「生きることそのものです。

誰もが自分らしく生きていけること、生きようすること、生きたいと思うことこそが人権です。部落差別は身近なところに残っています。それは根拠のない言い伝えや迷信めいた無責任さが原因です。「あれ？ これはおかしんじゃない？」と思ったら言葉に出す勇気を持ちましょう。そして、それを聞く耳を持ちましょう。心の時代と言われるこの時こそ、心でしか変えられないものを変えていくべきだと思いませんか？

(注)

ここでは、同和地区・被差別部落の略称として使用されています。他に、「部落差別」、「部落問題」「部落史」など熟語としても使用されています。



同和問題の 解決に向けて

同和問題は、同和地区・被差別部落などと呼ばれる特定の地域出身であることやそこに住んでいることから派生して、様々な差別を受けるという問題です。同和対策審議会答申で述べられているとおり、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住及び移転の自由、結婚の自由など近代社会における市民的権利と自由が完全に保障されていないことであり、教育・就労の面における問題や生活実態面での格差と貧困など深刻な問題が生じることです。

1) 同和対策審議会答申とその後の取組み

同和問題への取り組みは、戦後、次第に本格的に行われるようになりました。1965年(昭和40)に出された同和対策審議会答申では、その前文で「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題であり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と述べ、この問題解決のために、行政と国民が積極的に取り組むことを促しました。

この答申がその後の同和対策の基礎になり、国は1969年(昭和44)に「同和対策事業特別措置法」を制定。2002年(平成14)3月までの33年間にわたり、国や地方公共団体において、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業・職業の安定、教育文化の充実、基本的人権の擁護などを内容とする総合的な取り組みとして同和対策事業(いわゆる「特別対策」)が実施されてきました。

本県でも特別対策の積極的な推進に努めてきました。1994年(平成6)には「島根県同和対策推進計画」を策定し、差別の解消を図る取り組みのさらなる強化を進めてきました。その結果、生活環境の改善など物

島根県環境生活部人権同和対策課

的な基盤整備はおおむね完了し、劣悪な生活環境は大きく改善され生活実態面での較差は相当程度改善されたことから、今後の同和対策は、特別対策から一般対策に移行して実施することとなりました。

2) まだ残る差別意識

生活実態面での較差は大きく改善されたものの、教育、就労、産業等の面などで今なお較差が存在しています。また、結婚や就職に際しての差別は依然として残り、最近では同和地区・被差別部落出身者を誹謗・中傷する表現がインターネットにみられるなど、差別意識はまだ解消されていません。

2004年(平成16)に実施した県民意識調査では、同和問題の原因や背景(表1)として、5割以上の人人が社会に残る偏見や差別意識をあげています。また、同和地区出身者との結婚(表2)に関しては、子どもの意志を尊重する人が5割を超えたものの、反対の意向を示した人が44%となっています。これらの調査結果からも依然として根強い差別意識が残されていることがうかがえます。

また、2005年（平成17）に行政書士が興信所からの依頼を受け戸籍謄本等を不正取得していたことが発覚しました。このような身元調査は、結婚や就職に際しての差別につながるものであり、許されない行為です。

3) 同和問題の解決に向けて

よく、「そっとしておけば、差別は自然になくなるのではないか」という意見が聞かれます。しかし、これまでの歴史を振り返ってみても、なくならなかつたことは事実です。

同和問題の原因や背景(表1)は、主に社会に残され

ている、あるいは、地域の人や家族、親戚などから伝えられる偏見や差別意識によるものです。これを正していかないと、同和地区・被差別部落に対する誤った認識が、繰り返し伝えられています。

また、えせ同和行為^(注)など同和問題についての正しい認識を妨げるようなことから出会ったために、差別の意識が生まれることもあります。そうならないためにも、同和問題を正しく理解し、この問題の解決に取り組むことが大切です。

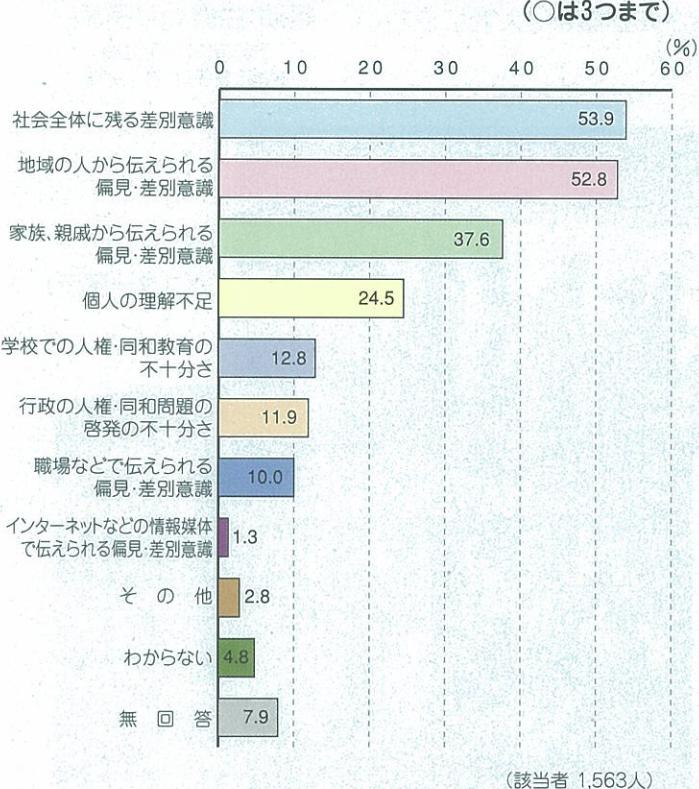
同和問題解決の取組は、人間の尊厳に対する認識と人権尊重への自覚を深めていくことにもつながります。

同和問題の学習を通じて、差別を見抜く鋭い感性や差別を許さない確かな人権意識を養い、私たちの身近に存在する様々な人権課題に臆することなく立ち向かい、自分や他人の人権を尊重する生き方を培うことこそが、同和教育・啓発の大きな目的であるといえます。

県民意識調査の同和問題解決に対する態度^(表3)では、「自分も努力すべき」とした人がほぼ5割あるものの、「成り行きに任せる」、「よく考えていない」など、他人事として捉えている人が4割以上となっています。

表1 同和問題の原因や背景

Q.同和問題の原因や背景として、あなたが思い当たるのは次のどれですか。この中から3つ以内でお答えください。
(○は3つまで)



同和問題を他人事として捉えるような態度ではその解決を進めることはできません。無関心をよそおい、世の中の差別を黙認することは、自ら進んで差別することと同じであることを理解しておかなければなりません。

私たちは、同和問題解決の取り組みを、一部の人々の努力に委ねるのではなく、一人ひとりが自分自身の問題として捉え、真摯に取り組んでいくことが必要です。

同和問題解決の取り組みは、明るく住みよい社会づくりです。今後も、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果を踏まえ、一日も早い同和問題の解決に向けて歩むことが大切です。

(注)

「同和問題はこわい問題であり、できれば避けたい」という誤った意識につけこんで、同和問題を口実にして何らかの利益を得るために「ゆすり」「たかり」等を行う行為をいいます。

同和問題の解決に努力しているかのようによそおって不当な寄付を募ったり、高額な図書を売りつけたりするため、同和問題に対する誤った意識を植え付け、同和問題解決の大きな阻害要因となります。

えせ同和行為排除の一層の強化が求められています。

表2 同和地区出身者との結婚

Q.既婚の方のみお答えください。仮に、あなたのお子さんが結婚しようとする相手が、同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうしますか。(○は一つ)

- 子どもの意志を尊重する。親が口だしすべきことではない
- 親としては反対するが、子どもの意志が強ければ仕方がない
- 家族の者や親戚の反対があれば、結婚を認めない
- 絶対に結婚を認めない

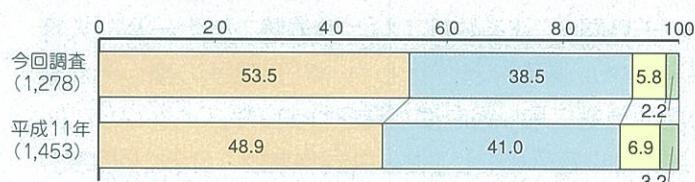
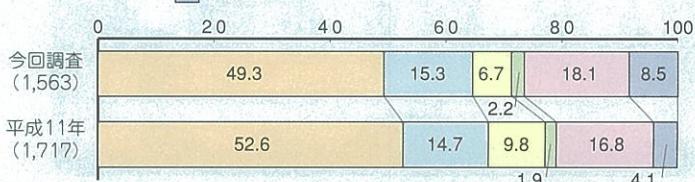


表3 同和問題の解決に対する態度

Q.同和問題の解決に対するあなたの態度はどうですか
(○は一つ)

- 自分も市民の一人として、問題の解決に努力すべきだ
- どうしようもない問題だから、成り行きにまかせる
- どうしようもない問題だが、誰かが解決してくれる
- 同和地区の人の問題だから、直接関係のない問題だ
- よく考えていない
- 無回答



出典:平成16年7月 人権問題に関する県民意識調査より

ヒューマンフェスタ2006

身近な人権問題について、気づき、学び、考える場として
「育てよう一人ひとりの人権意識～でいい ふれあい ささえ愛～」をテーマに
「ヒューマンフェスタ2006」を昨年10月21日(土)に
益田市の島根県芸術文化センター「グランツワ」で開催いたしました。

今年度のフェスタは、子どもから大人まで誰でも楽しみながら参加できるイベントを目指して、これまでの手話通訳、要約筆記及び介助ボランティアの配置並びに点字プログラムの作成に加え、無料託児サービスも行いました。

益田市で人権啓発活動に取り組んでいる「NPO法人多文化共生と人権文化LAS」をはじめ22の団体にご参加いただき、当日は雲ひとつない秋晴れに恵まれ、親子連れやグループなど約1,800名もの多数の皆様にご来場いただきました。



オープニング“今福優と石見の風”

主な内容

メイン会場である小ホールでは「今福優と石見の風」の皆さんによる和太鼓演奏でスタートし、開会宣言、人権啓発ポスタークイーン表彰、そして「NPO法人息域スペースポコ・ア・ポコ」によるハンドベル演奏と合唱、演題「典子は、今～あれから25年～今を大切に生きる」白井のり子さんの講演、アンパンマンショー、「劇団だいこんの花」による認知症をテーマとした寸劇が行われ、小さなお子さんから高齢者の方までたくさんの皆様にご参加いただきました。

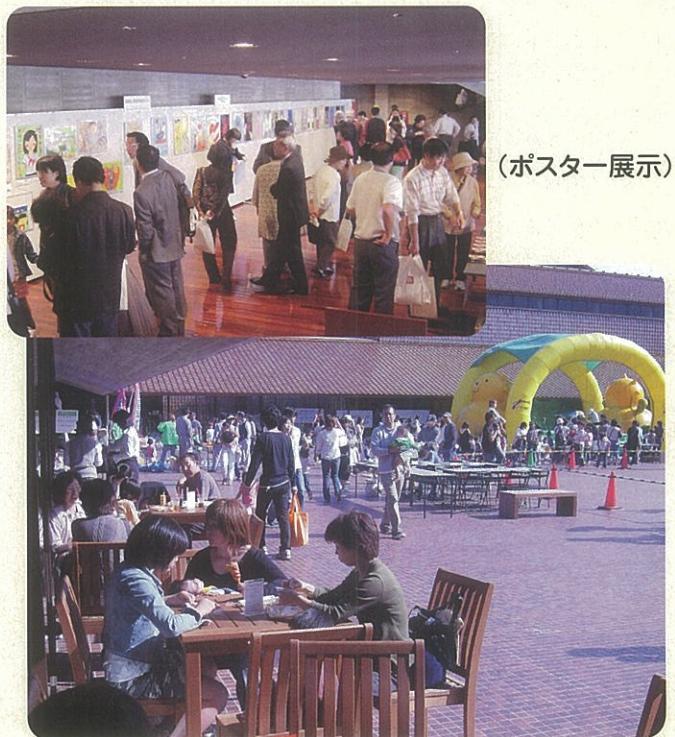
館内では、「ぐるぐるアート世話人会」や「島根県人権擁護委員連合会」などによるワークショップ、「プレイパーク千鳥園」による竹細工などの体験コーナー及び人権啓発パネル展示などが行われ、終日、親子の楽しそうな会話や真剣に取り組む姿が見られました。

屋外の中庭広場などでは、「共同作業所 ひまわりの家」、「知的障害者更生施設 希望の里分場」などの物販コー

ナーや国際交流員による楽器演奏と歌、「益田幡籠おどり隊」のよさこい鳴子踊りなどのステージ、子どもに人気の遊具や輪投げ、独楽まわしの遊びのコーナーなどが設けられ、親子連れをはじめたくさんの方が集まり大変にぎわいました。



講演：白井のり子さん
昭和56年10月公開
映画「典子は、今」主演



NPO法人 息域スペースポコ・ア・ポコ

平成
18年度

人権啓発ポスターコンクール入選作品が決まりました！

小学校の部466作品、中学校の部478作品、高等学校・一般の部38作品の応募がありました。
たくさんのご応募ありがとうございました。

小学校の部

浜田市立有福小学校 河野 瑞生さん 5年



知事賞

教育長賞



益田市立北仙道小学校 3年
奥田 翔真さん

浜田市立有福小学校 佐々木真琴さん 6年



松江地方法務局長賞

中学校の部

浜田市立三隅中学校 石川 想さん 3年



知事賞

教育長賞



浜田市立第一中学校 林 美里さん 1年



松江地方法務局長賞

高等学校・一般の部

津和野高等学校 水津 夏美さん 2年

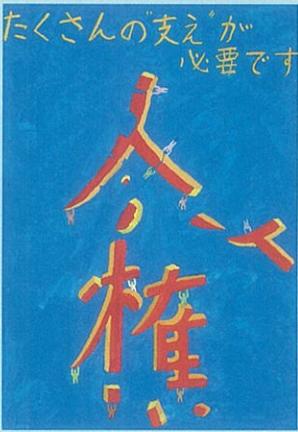


知事賞

教育長賞



津和野高等学校 赤松 心さん 2年



松江地方法務局長賞

入選

小学校の部 (12作品)

- 藤井登生さん 田中恵理菜さん
西尾七星さん 中村理子さん
山本真美さん 荒木 梨さん
加藤 唯さん 鹿野美波さん
池町春香さん 竹下渚生さん
早野 宙さん 三浦ひなのさん

中学校の部 (13作品)

- 渡部里磨さん 石川純子さん
横山一騎さん 青山文香さん
堀内美穂さん 知野見芽生さん
立脇彩香さん 永瀬佳奈さん
佐々木睦美さん 中村太綱さん
酒井柚佳さん 松尾淑恵さん
平川 楓さん

高等学校・一般の部 (3作品)

- 三浦ひろこさん
廣野聖弓さん
高橋亮平さん

活動紹介

人権学習グループ ゆうやけの会

代表 山根 優子

「夕やけを見てもあまりうつくしいと思わなかったけれど、じをおぼえてほんとうにうつくしいと思うようになりました」これは、被差別部落に生まれ、学校で文字を知る機会を得られなかつた女性が、七十歳にして初めて文字を覚え、初めて書いた手紙の一文です。

私は、同和問題学習の中で、この文章と出会いました。文字を知る機会を奪われたことで、夕やけを見て美しいと感じる人間的感性までも奪われたということを知り、深く心を動かされました。(会の名前の由来)

ちょうどその頃、子どもが通う幼稚園の役員会で、短時間の同和教育研修会が行われました。保護者のお母さん方は同和問題に関心が高く、機会があったら正しいことを学びたいという意見が多く出ました。

私は同和問題を深く継続して学びたいと思っていたので、「いっしょに学習をしませんか」とお母さんに呼びかけました。それに応えてくださった方7名と共に、1992年7月ゆうやけの会を立ち上げました。

最初に、大田市の元同和教育指導員の方に講師をお願いして、同和問題の歴史を中心に3回シリーズで学習しました。

充実した内容と先生の熱意溢れる講話により、私たちは正しい知識を学ぶと共に、意識改革の土台を築くことができました。

当時、私たちは子育て真っ最中で、乳幼児を連れての学習でしたが、講師の方々にはその事情を理解していただき、大変感謝しています。以後は、同和問題学習と並行して、様々な差別と人権について学習しました。

会員の知人である在日韓国人女性の方からは貴重なお話を聞かせていただき「内なる国際化」について、考えました。

関係機関からは、発足時から講演会や研修会の案内をいただき、継続して研修の機会を得ています。また、市行政の様々な取り組みにも参加しています。平成14年度には出雲市同和教育・啓発推進会議に

要望を提出し「身元調査お断り運動ステッカー」の作成が実現しました。

このステッカーは身元調査による結婚差別が絶えないことや、安易にうわさを流したり、他人の個人情報を業者に教えたりする現状があることから、私たち市民が日常生活の中から意識を変えていく必要があると思い要望しました。

作成後、出雲市同和教育・啓発推進会議の委員がおのの所属団体にて配布・啓発を行いました。

出雲市人権同和政策課では、地域研修、企業研修等にあわせ、趣旨を説明しての配布が継続して行われており、啓発事業の一つとして定着しています。

近年は、月1回の集まりで、主にテキスト学習(島根県教育委員会作成の同和教育資料等)と話し合いを行ってきました。現在会員9名の内、仕事や家庭の都合で出席が難しくなった人もいますが、以前会で学んだことは日常生活に根付いていると思います。同和問題をはじめ、様々な人権問題解決のために、そして人権文化を創造する担い手となるために、私たちは今後も活動を続けていきますので、よろしくお願いします。

連絡先

人権学習グループ ゆうやけの会

代表 山根 優子

〒693-0021 出雲市塩冶町1517-2

TEL/FAX 0853-24-1175



人権啓発推進センターのご案内

人権啓発推進センター
〒690-8501 松江市殿町1番地
TEL 0852-22-6476, 6008
FAX 0852-22-9674
相談電話 TEL 0852-22-7701



西部人権啓発推進センター

〒697-0041 浜田市片庭町254
TEL 0855-29-5503, 5529
FAX 0855-29-5531
相談電話 TEL 0855-29-5530

